

c 要介護 3	804単位
d 要介護 4	856単位
e 要介護 5	907単位
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	739単位
b 要介護 2	810単位
c 要介護 3	872単位
d 要介護 4	928単位
e 要介護 5	983単位
(三) 介護保健施設サービス費(iii)	
a 要介護 1	771単位
b 要介護 2	819単位
c 要介護 3	880単位
d 要介護 4	931単位
e 要介護 5	984単位
(四) 介護保健施設サービス費(iv)	
a 要介護 1	818単位
b 要介護 2	892単位
c 要介護 3	954単位
d 要介護 4	1,010単位
e 要介護 5	1,065単位
(2) 介護保健施設サービス費(II)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	723単位
b 要介護 2	804単位
c 要介護 3	917単位
d 要介護 4	993単位
e 要介護 5	1,067単位
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	800単位
b 要介護 2	882単位
c 要介護 3	996単位
d 要介護 4	1,071単位
e 要介護 5	1,145単位
(削る)	

c 要介護 3	801単位
d 要介護 4	853単位
e 要介護 5	904単位
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	733単位
b 要介護 2	804単位
c 要介護 3	866単位
d 要介護 4	922単位
e 要介護 5	977単位
(三) 介護保健施設サービス費(iii)	
a 要介護 1	768単位
b 要介護 2	816単位
c 要介護 3	877単位
d 要介護 4	928単位
e 要介護 5	981単位
(四) 介護保健施設サービス費(iv)	
a 要介護 1	812単位
b 要介護 2	886単位
c 要介護 3	948単位
d 要介護 4	1,004単位
e 要介護 5	1,059単位
(2) 介護保健施設サービス費(II)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	723単位
b 要介護 2	804単位
c 要介護 3	917単位
d 要介護 4	993単位
e 要介護 5	1,067単位
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	723単位
b 要介護 2	804単位
c 要介護 3	986単位
d 要介護 4	1,060単位
e 要介護 5	1,135単位
(三) 介護保健施設サービス費(iii)	
a 要介護 1	800単位
b 要介護 2	882単位
c 要介護 3	996単位
d 要介護 4	1,071単位
e 要介護 5	1,145単位

(削る)	
(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護1	723単位
b 要介護2	798単位
c 要介護3	891単位
d 要介護4	966単位
e 要介護5	1,040単位
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護1	800単位
b 要介護2	876単位
c 要介護3	969単位
d 要介護4	1,043単位
e 要介護5	1,118単位
(削る)	
(削る)	
(4) 介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護1	684単位
b 要介護2	728単位
c 要介護3	788単位
d 要介護4	839単位
e 要介護5	889単位
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護1	756単位
b 要介護2	803単位
c 要介護3	862単位
d 要介護4	912単位
e 要介護5	964単位

(四) 介護保健施設サービス費(iv)	
a 要介護1	800単位
b 要介護2	882単位
c 要介護3	1,063単位
d 要介護4	1,138単位
e 要介護5	1,213単位
(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護1	723単位
b 要介護2	798単位
c 要介護3	891単位
d 要介護4	966単位
e 要介護5	1,040単位
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護1	723単位
b 要介護2	798単位
c 要介護3	959単位
d 要介護4	1,034単位
e 要介護5	1,109単位
(三) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
a 要介護1	800単位
b 要介護2	876単位
c 要介護3	969単位
d 要介護4	1,043単位
e 要介護5	1,118単位
(四) 介護保健施設サービス費(iv)	
a 要介護1	800単位
b 要介護2	876単位
c 要介護3	1,037単位
d 要介護4	1,112単位
e 要介護5	1,186単位
(新設)	

ロ ユニット型介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) ユニット型介護保健施設サービス費(I)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)

a 要介護1	777単位
b 要介護2	822単位
c 要介護3	884単位
d 要介護4	937単位
e 要介護5	988単位

(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護1	822単位
b 要介護2	896単位
c 要介護3	958単位
d 要介護4	1,014単位
e 要介護5	1,069単位

(三) ユニット型介護保健施設サービス費(iii)

a 要介護1	777単位
b 要介護2	822単位
c 要介護3	884単位
d 要介護4	937単位
e 要介護5	988単位

(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv)

a 要介護1	822単位
b 要介護2	896単位
c 要介護3	958単位
d 要介護4	1,014単位
e 要介護5	1,069単位

(2) ユニット型介護保健施設サービス費(II)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)

a 要介護1	885単位
b 要介護2	966単位
c 要介護3	1,079単位
d 要介護4	1,155単位
e 要介護5	1,229単位

(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護1	885単位
b 要介護2	966単位
c 要介護3	1,079単位
d 要介護4	1,155単位
e 要介護5	1,229単位

ロ ユニット型介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) ユニット型介護保健施設サービス費(I)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)

a 要介護1	774単位
b 要介護2	819単位
c 要介護3	881単位
d 要介護4	934単位
e 要介護5	985単位

(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護1	816単位
b 要介護2	890単位
c 要介護3	952単位
d 要介護4	1,008単位
e 要介護5	1,063単位

(三) ユニット型介護保健施設サービス費(iii)

a 要介護1	774単位
b 要介護2	819単位
c 要介護3	881単位
d 要介護4	934単位
e 要介護5	985単位

(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv)

a 要介護1	816単位
b 要介護2	890単位
c 要介護3	952単位
d 要介護4	1,008単位
e 要介護5	1,063単位

(2) ユニット型介護保健施設サービス費(II)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)

a 要介護1	885単位
b 要介護2	966単位
c 要介護3	1,079単位
d 要介護4	1,155単位
e 要介護5	1,229単位

(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護1	885単位
b 要介護2	966単位
c 要介護3	1,148単位
d 要介護4	1,222単位
e 要介護5	1,297単位

(削る)	
(削る)	
(3) ユニット型介護保健施設サービス費Ⅲ	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護1	885単位
b 要介護2	960単位
c 要介護3	1,053単位
d 要介護4	1,128単位
e 要介護5	1,202単位
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護1	885単位
b 要介護2	960単位
c 要介護3	1,053単位
d 要介護4	1,128単位
e 要介護5	1,202単位
(削る)	
(削る)	
(4) ユニット型介護保健施設サービス費Ⅳ	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護1	761単位
b 要介護2	806単位
c 要介護3	866単位

(三) ユニット型介護保健施設サービス費Ⅲ	
a 要介護1	885単位
b 要介護2	966単位
c 要介護3	1,079単位
d 要介護4	1,155単位
e 要介護5	1,229単位
(四) ユニット型介護保健施設サービス費Ⅳ	
a 要介護1	885単位
b 要介護2	966単位
c 要介護3	1,148単位
d 要介護4	1,222単位
e 要介護5	1,297単位
(3) ユニット型介護保健施設サービス費Ⅲ	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護1	885単位
b 要介護2	960単位
c 要介護3	1,053単位
d 要介護4	1,128単位
e 要介護5	1,202単位
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護1	885単位
b 要介護2	960単位
c 要介護3	1,121単位
d 要介護4	1,196単位
e 要介護5	1,271単位
(三) ユニット型介護保健施設サービス費Ⅲ	
a 要介護1	885単位
b 要介護2	960単位
c 要介護3	1,053単位
d 要介護4	1,128単位
e 要介護5	1,202単位
(四) ユニット型介護保健施設サービス費Ⅳ	
a 要介護1	885単位
b 要介護2	960単位
c 要介護3	1,121単位
d 要介護4	1,196単位
e 要介護5	1,271単位
(新設)	

d	要介護4	918単位
e	要介護5	968単位
(二)	ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a	要介護1	761単位
b	要介護2	806単位
c	要介護3	866単位
d	要介護4	918単位
e	要介護5	968単位

注1・2 (略)

- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 4～7 (略)
- 8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ツを算定している場合は、算定しない。
- 9 (略)
- 10 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注9に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。
- 11 平成17年9月30日において従来型個室に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、介護保健施設サービス費を支給する場合は、当分の間、介護保健施設サービス費(I)の介護保健施設サービス費(iii)若しくは(iv)、介護保健施設サービス費(II)の介護保健施設サービス費(ii)、介護保健施設サービス費(III)の介護保健施設サービス費(i)又は介護保健施設サービス費(IV)の介護保健施設サービス費(i)を算定する。
- 12 次のいずれかに該当する者に対して、介護保健施設サービス費を支給する場合は、介護保健施設サービス費(I)の介護保健施設サービス費(iii)若しくは(iv)、介護保健施設サービス費(II)の介護保健施設サービス費(ii)、介護保健施設サービス費(III)の介護保健施設サービス費(i)又は介護保健施設サービス費(IV)の介護保健施設サービス費(i)を算定する。
イ～ハ (略)
- 13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、ターミナルケア加算として、イ(1)及び(4)並びにロ(1)及び(4)について、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき820単位を、死亡日については1日につき1,650単位を死亡月に所定単位数に加算し、イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)について、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき850単位を、死亡日については1日につき1,700単位を死亡月に所定単位数に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。
- 14 (略)
- 15 イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、療養体制維持特別加算として、次に掲げる区分に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。
- | | | |
|---|----------------|------|
| イ | 療養体制維持特別加算(I) | 27単位 |
| ロ | 療養体制維持特別加算(II) | 57単位 |

注1・2 (略)

- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 4～7 (略)
- 8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、タを算定している場合は、算定しない。
- 9 (略)
(新設)
- 10 平成17年9月30日において従来型個室に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、介護保健施設サービス費を支給する場合は、当分の間、介護保健施設サービス費(I)の介護保健施設サービス費(iii)若しくは(iv)、介護保健施設サービス費(II)の介護保健施設サービス費(ii)若しくは(iii)又は介護保健施設サービス費(III)の介護保健施設サービス費(iii)若しくは(iv)を算定する。
- 11 次のいずれかに該当する者に対して、介護保健施設サービス費を支給する場合は、介護保健施設サービス費(I)の介護保健施設サービス費(iii)若しくは(iv)、介護保健施設サービス費(II)の介護保健施設サービス費(ii)若しくは(iii)又は介護保健施設サービス費(III)の介護保健施設サービス費(iii)若しくは(iv)を算定する。
イ～ハ (略)
- 12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、ターミナルケア加算として、イ(1)及びロ(1)について、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき820単位を、死亡日については1日につき1,650単位を死亡月に所定単位数に加算し、イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)について、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき850単位を、死亡日については1日につき1,700単位を死亡月に所定単位数に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。
- 13 (略)
- 14 イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、療養体制維持特別加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。
(新設)
(新設)

16 介護保健施設サービス費(I)の介護保健施設サービス費(i)及びiii並びにユニット型介護保健施設サービス費(I)のユニット型介護保健施設サービス費(i)及びiiiについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)として、1日につき34単位を、介護保健施設サービス費(I)の介護保健施設サービス費(ii)及びiv並びにユニット型介護保健施設サービス費(I)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)及びivについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II)として、1日につき46単位を所定単位数に加算する。

17 イ(4)又はロ(4)を算定している介護老人保健施設については、注5、注6及び注16並びにニからへまで、チからヲまで、ヨ、レ及びナからムまでは算定しない。

ハ (略)

ニ 再入所時栄養連携加算 400単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護老人保健施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、トを算定していない場合は、算定しない。

ホ (略)

ハ 退所時等支援等加算

(1) 退所時等支援加算

(削る)

(削る)

(一) 試行的退所時指導加算 400単位

(二) 退所時情報提供加算 500単位

(三) 退所前連携加算 500単位

(2) 訪問看護指示加算 300単位

(削る)

15 介護保健施設サービス費(I)の介護保健施設サービス費(i)及びiii並びにユニット型介護保健施設サービス費(I)のユニット型介護保健施設サービス費(i)及びiiiについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

(新設)

ハ (略)

(新設)

ニ (略)

ホ 退所時指導等加算

(1) 退所時等指導加算

(一) 退所前訪問指導加算 460単位

(二) 退所後訪問指導加算 460単位

(三) 退所時指導加算 400単位

(四) 退所時情報提供加算 500単位

(五) 退所前連携加算 500単位

(2) 老人訪問看護指示加算 300単位

注1 (1)の(一)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中1回（イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)について、入所後早期に退所前訪問指導の必要があると認められる入所者にあつては、2回）を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。ただし、入所前後訪問指導加算を算定した月においては、算定しない。

(削る)

注1 (1)の(㉑)については、退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において、当該入所者の試行的な退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中最初に試行的な退所を行った月から3月の間に限り、入所者1人につき、1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

(削る)

(削る)

2 (1)の(㉒)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

3 (1)の(㉓)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

4 (2)については、入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の2に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。）（訪問看護サービス（指定地域密着型サービス基準第3条の3第4号に規定する訪問看護サービスをいう。以下同じ。）を行う場合に限る。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（看護サービス（指

2 (1)の(㉑)については、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

3 (1)の(㉒)については、次に掲げる区分のいずれかに該当する場合に、所定単位数を加算する。

イ 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定すること。

ロ 退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において、当該入所者の試行的な退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中最初に試行的な退所を行った月から3月の間に限り、入所者1人につき、1月に1回を限度として算定する。

4 (1)の(㉒)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

5 (1)の(㉓)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

6 (2)については、入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の2に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。）（訪問看護サービス（指定地域密着型サービス基準第3条の3第4号に規定する訪問看護サービスをいう。以下同じ。）を行う場合に限る。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。

定地域密着型サービス基準第177条第9号に規定する看護サービスをいう。以下同じ。)を行う場合に限る。)の利用が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーション(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。)、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準第3条の4に規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書(指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の場合にあっては訪問看護サービスに係る指示書をいい、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の場合にあっては看護サービスに係る指示書をいう。以下同じ。)を交付した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

ト (略)

チ 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。)が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

リ～ル (略)

ヲ 口腔衛生管理加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

以下同じ。)(看護サービス(指定地域密着型サービス基準第177条第9号に規定する看護サービスをいう。以下同じ。))を行う場合に限る。)の利用が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーション(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。)、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準第3条の4に規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書(指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の場合にあっては訪問看護サービスに係る指示書をいい、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の場合にあっては看護サービスに係る指示書をいう。以下同じ。)を交付した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

ハ (略)

(新設)

ト～リ (略)

又 口腔衛生管理加算 110単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

ワ	療養食加算	6 単位
	注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1 日につき 3 回を限度として、所定単位数を加算する。	
	イ～ハ (略)	
カ	在宅復帰支援機能加算	10 単位
	注 (略)	
コ	かかりつけ医連携薬剤調整加算	125 単位
	注 次に掲げるいずれの基準にも適合する入所者に対し、介護保健施設サービスを行い、かつ、当該入所者に処方する内服薬の減少について、退所時又は退所後 1 月以内に当該入所者の主治の医師に報告し、その内容を診療録に記載した場合は、当該入所者 1 人につき 1 回を限度として、当該入所者の退所時に所定単位数を加算する。	
	イ 6 種類以上の内服薬が処方されており、当該処方の内容を介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治の医師が共同し、総合的に評価及び調整し、当該入所者に処方する内服薬を減少させることについて当該介護老人保健施設の医師と当該主治の医師が合意している者	
	ロ 当該合意された内容に基づき、介護老人保健施設の医師が、当該入所者に処方する内服薬について、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べ 1 種類以上減少させた者	
	ハ 退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ 1 種類以上減少している者	
ク	(略)	
ケ	所定疾患施設療養費 (1 日につき)	
	注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。	
	(1) 所定疾患施設療養費Ⅰ	235 単位
	(2) 所定疾患施設療養費Ⅱ	475 単位
	2・3 (略)	
ク	ソ～ナ (略)	
ラ	褥瘡 ^{じよくそう} マネジメント加算	10 単位
	注 イ(1)、ロ(1)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡 ^{じよくそう} 管理をした場合は、3 月に 1 回を限度として、所定単位数を加算する。	
ル	排せつ支援加算	100 単位
	注 排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、介護老人保健施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して 6 月以内の期間に限り、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。	

ル	療養食加算	18 単位
	注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1 日につき所定単位数を加算する。	
	イ～ハ (略)	
ヲ	在宅復帰支援機能加算	5 単位
	注 (略)	
	(新設)	
ワ	(略)	
カ	所定疾患施設療養費 (1 日につき)	305 単位
	注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。	
	(新設)	
	(新設)	
	2・3 (略)	
ヨ～ソ	(略)	
	(新設)	
	(新設)	

ウ (略)

主 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間 (4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからウまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからウまでにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからウまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- (4)・(5) (略)

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 療養型介護療養施設サービス費(I)

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	641単位
ii 要介護2	744単位
iii 要介護3	967単位
iv 要介護4	1,062単位
v 要介護5	1,147単位

b 療養型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護1	669単位
ii 要介護2	777単位
iii 要介護3	1,010単位
iv 要介護4	1,109単位
v 要介護5	1,198単位

c 療養型介護療養施設サービス費(iii)

i 要介護1	659単位
ii 要介護2	765単位
iii 要介護3	995単位
iv 要介護4	1,092単位
v 要介護5	1,180単位

d 療養型介護療養施設サービス費(iv)

i 要介護1	745単位
ii 要介護2	848単位
iii 要介護3	1,071単位
iv 要介護4	1,166単位
v 要介護5	1,251単位

ツ (略)

ネ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからツまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからツまでにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからツまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- (4)・(5) (略)

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 療養型介護療養施設サービス費(I)

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	641単位
ii 要介護2	744単位
iii 要介護3	967単位
iv 要介護4	1,062単位
v 要介護5	1,147単位

b 療養型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護1	669単位
ii 要介護2	777単位
iii 要介護3	1,010単位
iv 要介護4	1,109単位
v 要介護5	1,198単位

c 療養型介護療養施設サービス費(iii)

i 要介護1	659単位
ii 要介護2	765単位
iii 要介護3	995単位
iv 要介護4	1,092単位
v 要介護5	1,180単位

d 療養型介護療養施設サービス費(iv)

i 要介護1	745単位
ii 要介護2	848単位
iii 要介護3	1,071単位
iv 要介護4	1,166単位
v 要介護5	1,251単位

e 療養型介護療養施設サービス費(v)	
i 要介護1	778単位
ii 要介護2	886単位
iii 要介護3	1,119単位
iv 要介護4	1,218単位
v 要介護5	1,307単位
f 療養型介護療養施設サービス費(vi)	
i 要介護1	766単位
ii 要介護2	873単位
iii 要介護3	1,102単位
iv 要介護4	1,199単位
v 要介護5	1,287単位
(二) 療養型介護療養施設サービス費(II)	
a 療養型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	586単位
ii 要介護2	689単位
iii 要介護3	841単位
iv 要介護4	987単位
v 要介護5	1,027単位
b 療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	601単位
ii 要介護2	707単位
iii 要介護3	862単位
iv 要介護4	1,012単位
v 要介護5	1,053単位
c 療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i 要介護1	691単位
ii 要介護2	794単位
iii 要介護3	945単位
iv 要介護4	1,092単位
v 要介護5	1,131単位
d 療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i 要介護1	709単位
ii 要介護2	814単位
iii 要介護3	969単位
iv 要介護4	1,119単位
v 要介護5	1,159単位
(三) 療養型介護療養施設サービス費(III)	
a 療養型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	564単位
ii 要介護2	670単位

e 療養型介護療養施設サービス費(v)	
i 要介護1	778単位
ii 要介護2	886単位
iii 要介護3	1,119単位
iv 要介護4	1,218単位
v 要介護5	1,307単位
f 療養型介護療養施設サービス費(vi)	
i 要介護1	766単位
ii 要介護2	873単位
iii 要介護3	1,102単位
iv 要介護4	1,199単位
v 要介護5	1,287単位
(二) 療養型介護療養施設サービス費(II)	
a 療養型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	586単位
ii 要介護2	689単位
iii 要介護3	841単位
iv 要介護4	987単位
v 要介護5	1,027単位
b 療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	601単位
ii 要介護2	707単位
iii 要介護3	862単位
iv 要介護4	1,012単位
v 要介護5	1,053単位
c 療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i 要介護1	691単位
ii 要介護2	794単位
iii 要介護3	945単位
iv 要介護4	1,092単位
v 要介護5	1,131単位
d 療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i 要介護1	709単位
ii 要介護2	814単位
iii 要介護3	969単位
iv 要介護4	1,119単位
v 要介護5	1,159単位
(三) 療養型介護療養施設サービス費(III)	
a 療養型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	564単位
ii 要介護2	670単位

iii 要介護3	813単位
iv 要介護4	962単位
v 要介護5	1,001単位
b 療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	670単位
ii 要介護2	775単位
iii 要介護3	919単位
iv 要介護4	1,068単位
v 要介護5	1,107単位
(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	650単位
ii 要介護2	754単位
iii 要介護3	897単位
iv 要介護4	983単位
v 要介護5	1,070単位
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	755単位
ii 要介護2	860単位
iii 要介護3	1,002単位
iv 要介護4	1,089単位
v 要介護5	1,175単位
(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	650単位
ii 要介護2	754単位
iii 要介護3	857単位
iv 要介護4	944単位
v 要介護5	1,030単位
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	755単位
ii 要介護2	860単位
iii 要介護3	962単位
iv 要介護4	1,048単位
v 要介護5	1,136単位
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護1	767単位
b 要介護2	870単位

iii 要介護3	813単位
iv 要介護4	962単位
v 要介護5	1,001単位
b 療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	670単位
ii 要介護2	775単位
iii 要介護3	919単位
iv 要介護4	1,068単位
v 要介護5	1,107単位
(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	650単位
ii 要介護2	754単位
iii 要介護3	897単位
iv 要介護4	983単位
v 要介護5	1,070単位
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	755単位
ii 要介護2	860単位
iii 要介護3	1,002単位
iv 要介護4	1,089単位
v 要介護5	1,175単位
(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	650単位
ii 要介護2	754単位
iii 要介護3	857単位
iv 要介護4	944単位
v 要介護5	1,030単位
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	755単位
ii 要介護2	860単位
iii 要介護3	962単位
iv 要介護4	1,048単位
v 要介護5	1,136単位
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護1	767単位
b 要介護2	870単位

c 要介護3	1,093単位
d 要介護4	1,188単位
e 要介護5	1,273単位
(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護1	795単位
b 要介護2	903単位
c 要介護3	1,136単位
d 要介護4	1,235単位
e 要介護5	1,324単位
(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(III)	
a 要介護1	785単位
b 要介護2	891単位
c 要介護3	1,121単位
d 要介護4	1,218単位
e 要介護5	1,306単位
(四) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(IV)	
a 要介護1	767単位
b 要介護2	870単位
c 要介護3	1,093単位
d 要介護4	1,188単位
e 要介護5	1,273単位
(五) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(V)	
a 要介護1	795単位
b 要介護2	903単位
c 要介護3	1,136単位
d 要介護4	1,235単位
e 要介護5	1,324単位
(六) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(VI)	
a 要介護1	785単位
b 要介護2	891単位
c 要介護3	1,121単位
d 要介護4	1,218単位
e 要介護5	1,306単位
(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	
(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護1	767単位
b 要介護2	870単位
c 要介護3	1,006単位
d 要介護4	1,091単位
e 要介護5	1,176単位

c 要介護3	1,093単位
d 要介護4	1,188単位
e 要介護5	1,273単位
(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護1	795単位
b 要介護2	903単位
c 要介護3	1,136単位
d 要介護4	1,235単位
e 要介護5	1,324単位
(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(III)	
a 要介護1	785単位
b 要介護2	891単位
c 要介護3	1,121単位
d 要介護4	1,218単位
e 要介護5	1,306単位
(四) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(IV)	
a 要介護1	767単位
b 要介護2	870単位
c 要介護3	1,093単位
d 要介護4	1,188単位
e 要介護5	1,273単位
(五) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(V)	
a 要介護1	795単位
b 要介護2	903単位
c 要介護3	1,136単位
d 要介護4	1,235単位
e 要介護5	1,324単位
(六) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(VI)	
a 要介護1	785単位
b 要介護2	891単位
c 要介護3	1,121単位
d 要介護4	1,218単位
e 要介護5	1,306単位
(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	
(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護1	767単位
b 要介護2	870単位
c 要介護3	1,006単位
d 要介護4	1,091単位
e 要介護5	1,176単位

(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

a 要介護1	767単位
b 要介護2	870単位
c 要介護3	1,006単位
d 要介護4	1,091単位
e 要介護5	1,176単位

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(6)、(8)から(12)まで、(14)、(15)及び(18)は算定しない。

3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5～7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入院患者をいう。以下同じ。）に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、(17)を算定している場合は、算定しない。

9～13 (略)

(5) (略)

(6) 退院時指導等加算

(一) (略)

(二) 訪問看護指示加算

300単位

注 (略)

(7) (略)

(8) 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

a 要介護1	767単位
b 要介護2	870単位
c 要介護3	1,006単位
d 要介護4	1,091単位
e 要介護5	1,176単位

注1 (略)

(新設)

2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

4～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入院患者をいう。以下同じ。）に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、(10)を算定している場合は、算定しない。

8～12 (略)

(5) (略)

(6) 退院時指導等加算

(一) (略)

(二) 老人訪問看護指示加算

300単位

注 (略)

(7) (略)

(新設)

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であつて、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(9)~(11) (略)

12 口腔衛生管理加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入院患者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入院患者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

13 療養食加算 6単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ~ハ (略)

14~17 (略)

18 排せつ支援加算 100単位

注 排せつに介護を要する入院患者であつて、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、指定介護療養型医療施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入院患者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入院期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

19 (略)

20 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(四及び五については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から19までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(8)~(10) (略)

11 口腔衛生管理加算 110単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

12 療養食加算 18単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ~ハ (略)

13~16 (略)

(新設)

17 (略)

18 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から17までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から19までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から19までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(四)・(五) (略)

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)

(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)

a 診療所型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	623単位
ii 要介護2	672単位
iii 要介護3	720単位
iv 要介護4	768単位
v 要介護5	817単位

b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護1	650単位
ii 要介護2	702単位
iii 要介護3	752単位
iv 要介護4	802単位
v 要介護5	853単位

c 診療所型介護療養施設サービス費(iii)

i 要介護1	641単位
ii 要介護2	691単位
iii 要介護3	741単位
iv 要介護4	790単位
v 要介護5	840単位

d 診療所型介護療養施設サービス費(iv)

i 要介護1	727単位
ii 要介護2	775単位
iii 要介護3	825単位
iv 要介護4	872単位
v 要介護5	921単位

e 診療所型介護療養施設サービス費(v)

i 要介護1	759単位
ii 要介護2	810単位
iii 要介護3	861単位
iv 要介護4	911単位
v 要介護5	962単位

f 診療所型介護療養施設サービス費(vi)

i 要介護1	748単位
ii 要介護2	798単位
iii 要介護3	848単位
iv 要介護4	897単位
v 要介護5	948単位

(二) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から17までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から17までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(四)・(五) (略)

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)

(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)

a 診療所型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	623単位
ii 要介護2	672単位
iii 要介護3	720単位
iv 要介護4	768単位
v 要介護5	817単位

b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護1	650単位
ii 要介護2	702単位
iii 要介護3	752単位
iv 要介護4	802単位
v 要介護5	853単位

c 診療所型介護療養施設サービス費(iii)

i 要介護1	641単位
ii 要介護2	691単位
iii 要介護3	741単位
iv 要介護4	790単位
v 要介護5	840単位

d 診療所型介護療養施設サービス費(iv)

i 要介護1	727単位
ii 要介護2	775単位
iii 要介護3	825単位
iv 要介護4	872単位
v 要介護5	921単位

e 診療所型介護療養施設サービス費(v)

i 要介護1	759単位
ii 要介護2	810単位
iii 要介護3	861単位
iv 要介護4	911単位
v 要介護5	962単位

f 診療所型介護療養施設サービス費(vi)

i 要介護1	748単位
ii 要介護2	798単位
iii 要介護3	848単位
iv 要介護4	897単位
v 要介護5	948単位

(二) 診療所型介護療養施設サービス費(II)	
a 診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	546単位
ii 要介護2	590単位
iii 要介護3	633単位
iv 要介護4	678単位
v 要介護5	721単位
b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	652単位
ii 要介護2	695単位
iii 要介護3	739単位
iv 要介護4	782単位
v 要介護5	826単位
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)	
(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護1	748単位
b 要介護2	797単位
c 要介護3	845単位
d 要介護4	893単位
e 要介護5	942単位
(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護1	775単位
b 要介護2	827単位
c 要介護3	877単位
d 要介護4	927単位
e 要介護5	978単位
(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(III)	
a 要介護1	766単位
b 要介護2	816単位
c 要介護3	866単位
d 要介護4	915単位
e 要介護5	965単位
(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(IV)	
a 要介護1	748単位
b 要介護2	797単位
c 要介護3	845単位
d 要介護4	893単位
e 要介護5	942単位

(二) 診療所型介護療養施設サービス費(II)	
a 診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	546単位
ii 要介護2	590単位
iii 要介護3	633単位
iv 要介護4	678単位
v 要介護5	721単位
b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	652単位
ii 要介護2	695単位
iii 要介護3	739単位
iv 要介護4	782単位
v 要介護5	826単位
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)	
(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護1	748単位
b 要介護2	797単位
c 要介護3	845単位
d 要介護4	893単位
e 要介護5	942単位
(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護1	775単位
b 要介護2	827単位
c 要介護3	877単位
d 要介護4	927単位
e 要介護5	978単位
(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(III)	
a 要介護1	766単位
b 要介護2	816単位
c 要介護3	866単位
d 要介護4	915単位
e 要介護5	965単位
(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(IV)	
a 要介護1	748単位
b 要介護2	797単位
c 要介護3	845単位
d 要介護4	893単位
e 要介護5	942単位

(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(V)

a 要介護1	775単位
b 要介護2	827単位
c 要介護3	877単位
d 要介護4	927単位
e 要介護5	978単位

(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(VI)

a 要介護1	766単位
b 要介護2	816単位
c 要介護3	866単位
d 要介護4	915単位
e 要介護5	965単位

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(4)、(6)から(10)まで、(12)、(13)及び(16)は算定しない。

3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、(15)を算定している場合は、算定しない。

7～10 (略)

(3) (略)

(4) 退院時指導等加算

(一) (略)

(二) 訪問看護指示加算 300単位

注 (略)

(5) (略)

(6) 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(V)

a 要介護1	775単位
b 要介護2	827単位
c 要介護3	877単位
d 要介護4	927単位
e 要介護5	978単位

(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(VI)

a 要介護1	766単位
b 要介護2	816単位
c 要介護3	866単位
d 要介護4	915単位
e 要介護5	965単位

注1 (略)

(新設)

2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、(14)を算定している場合は、算定しない。

6～9 (略)

(3) (略)

(4) 退院時指導等加算

(一) (略)

(二) 老人訪問看護指示加算 300単位

注 (略)

(5) (略)

(新設)

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(7)~(9) (略)

10 口腔衛生管理加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入院患者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入院患者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

11 療養食加算 6単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ~ハ (略)

12~15 (略)

16 排せつ支援加算 100単位

注 排せつに介護を要する者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、指定介護療養型医療施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入院患者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入院期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

17 (略)

18 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(四及び五については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から17までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(6)~(8) (略)

9 口腔衛生管理加算 110単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

10 療養食加算 18単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ~ハ (略)

11~14 (略)

(新設)

15 (略)

16 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から15までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(17)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (1)から(17)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(四)・(五) (略)

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)

(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	967単位
ii 要介護2	1,031単位
iii 要介護3	1,095単位
iv 要介護4	1,159単位
v 要介護5	1,223単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護1	1,072単位
ii 要介護2	1,137単位
iii 要介護3	1,200単位
iv 要介護4	1,265単位
v 要介護5	1,328単位

(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	912単位
ii 要介護2	979単位
iii 要介護3	1,047単位
iv 要介護4	1,114単位
v 要介護5	1,180単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護1	1,018単位
ii 要介護2	1,085単位
iii 要介護3	1,151単位
iv 要介護4	1,220単位
v 要介護5	1,286単位

(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	884単位
ii 要介護2	950単位
iii 要介護3	1,015単位
iv 要介護4	1,080単位
v 要介護5	1,145単位

(二) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(四)・(五) (略)

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)

(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	967単位
ii 要介護2	1,031単位
iii 要介護3	1,095単位
iv 要介護4	1,159単位
v 要介護5	1,223単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護1	1,072単位
ii 要介護2	1,137単位
iii 要介護3	1,200単位
iv 要介護4	1,265単位
v 要介護5	1,328単位

(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	912単位
ii 要介護2	979単位
iii 要介護3	1,047単位
iv 要介護4	1,114単位
v 要介護5	1,180単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護1	1,018単位
ii 要介護2	1,085単位
iii 要介護3	1,151単位
iv 要介護4	1,220単位
v 要介護5	1,286単位

(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1	884単位
ii 要介護2	950単位
iii 要介護3	1,015単位
iv 要介護4	1,080単位
v 要介護5	1,145単位

b	認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護1	990単位
ii	要介護2	1,055単位
iii	要介護3	1,121単位
iv	要介護4	1,186単位
v	要介護5	1,250単位
(四)	認知症患者型介護療養施設サービス費(IV)	
a	認知症患者型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護1	869単位
ii	要介護2	933単位
iii	要介護3	997単位
iv	要介護4	1,061単位
v	要介護5	1,125単位
b	認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護1	974単位
ii	要介護2	1,039単位
iii	要介護3	1,102単位
iv	要介護4	1,167単位
v	要介護5	1,230単位
(五)	認知症患者型介護療養施設サービス費(V)	
a	認知症患者型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護1	810単位
ii	要介護2	874単位
iii	要介護3	938単位
iv	要介護4	1,002単位
v	要介護5	1,066単位
b	認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護1	916単位
ii	要介護2	979単位
iii	要介護3	1,044単位
iv	要介護4	1,108単位
v	要介護5	1,171単位
(2)	認知症患者型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一)	認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a	要介護1	717単位
b	要介護2	780単位
c	要介護3	845単位
d	要介護4	909単位
e	要介護5	973単位
(二)	認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a	要介護1	823単位
b	要介護2	886単位
c	要介護3	950単位
d	要介護4	1,015単位
e	要介護5	1,078単位

b	認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護1	990単位
ii	要介護2	1,055単位
iii	要介護3	1,121単位
iv	要介護4	1,186単位
v	要介護5	1,250単位
(四)	認知症患者型介護療養施設サービス費(IV)	
a	認知症患者型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護1	869単位
ii	要介護2	933単位
iii	要介護3	997単位
iv	要介護4	1,061単位
v	要介護5	1,125単位
b	認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護1	974単位
ii	要介護2	1,039単位
iii	要介護3	1,102単位
iv	要介護4	1,167単位
v	要介護5	1,230単位
(五)	認知症患者型介護療養施設サービス費(V)	
a	認知症患者型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護1	810単位
ii	要介護2	874単位
iii	要介護3	938単位
iv	要介護4	1,002単位
v	要介護5	1,066単位
b	認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護1	916単位
ii	要介護2	979単位
iii	要介護3	1,044単位
iv	要介護4	1,108単位
v	要介護5	1,171単位
(2)	認知症患者型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一)	認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a	要介護1	717単位
b	要介護2	780単位
c	要介護3	845単位
d	要介護4	909単位
e	要介護5	973単位
(二)	認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a	要介護1	823単位
b	要介護2	886単位
c	要介護3	950単位
d	要介護4	1,015単位
e	要介護5	1,078単位

(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）

(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)

a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	1,093単位
ii 要介護2	1,157単位
iii 要介護3	1,221単位
iv 要介護4	1,285単位
v 要介護5	1,349単位
b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	1,093単位
ii 要介護2	1,157単位
iii 要介護3	1,221単位
iv 要介護4	1,285単位
v 要介護5	1,349単位

(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)

a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	1,038単位
ii 要介護2	1,105単位
iii 要介護3	1,173単位
iv 要介護4	1,240単位
v 要介護5	1,306単位
b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	1,038単位
ii 要介護2	1,105単位
iii 要介護3	1,173単位
iv 要介護4	1,240単位
v 要介護5	1,306単位

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(5)、(7)から(11)まで及び(13)から(15)までは算定しない。

3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5～8 (略)

(4) (略)

(5) 退院時指導等加算

(一) (略)

(二) 訪問看護指示加算 300単位

注 (略)

(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）

(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)

a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	1,093単位
ii 要介護2	1,157単位
iii 要介護3	1,221単位
iv 要介護4	1,285単位
v 要介護5	1,349単位
b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	1,093単位
ii 要介護2	1,157単位
iii 要介護3	1,221単位
iv 要介護4	1,285単位
v 要介護5	1,349単位

(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)

a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	1,038単位
ii 要介護2	1,105単位
iii 要介護3	1,173単位
iv 要介護4	1,240単位
v 要介護5	1,306単位
b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	1,038単位
ii 要介護2	1,105単位
iii 要介護3	1,173単位
iv 要介護4	1,240単位
v 要介護5	1,306単位

注1 (略)

(新設)

2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

4～7 (略)

(4) (略)

(5) 退院時指導等加算

(一) (略)

(二) 老人訪問看護指示加算 300単位

注 (略)

(6) (略)

(7) 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(8)~(10) (略)

(11) 口腔衛生管理加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入院患者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入院患者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

(12) 療養食加算 6単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ~ハ (略)

(13)・(14) (略)

(6) (略)

(新設)

(7)~(9) (略)

(10) 口腔衛生管理加算 110単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(11) 療養食加算 18単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ~ハ (略)

(12)・(13) (略)

- (15) 排せつ支援加算 100単位
- 注 排せつに介護を要する入院患者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、指定介護療養型医療施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入院患者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入院期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。
- (16) (略)
- (17) 介護職員処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間 (四)及び(五)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(16)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(16)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(16)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- (四)・(五) (略)
- 4 介護医療院サービス
- イ I型介護医療院サービス費 (1日につき)
- (1) I型介護医療院サービス費(I)
- (一) I型介護医療院サービス費(i)
- | | |
|--------|---------|
| a 要介護1 | 694単位 |
| b 要介護2 | 802単位 |
| c 要介護3 | 1,035単位 |
| d 要介護4 | 1,134単位 |
| e 要介護5 | 1,223単位 |
- (二) I型介護医療院サービス費(ii)
- | | |
|--------|---------|
| a 要介護1 | 803単位 |
| b 要介護2 | 911単位 |
| c 要介護3 | 1,144単位 |
| d 要介護4 | 1,243単位 |
| e 要介護5 | 1,332単位 |
- (2) I型介護医療院サービス費(II)
- (一) I型介護医療院サービス費(i)
- | | |
|--------|-------|
| a 要介護1 | 684単位 |
| b 要介護2 | 790単位 |

(新設)

(14) (略)

(15) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(14)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(14)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(14)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(四)・(五) (略)

(新設)

c	要介護 3	1,020単位
d	要介護 4	1,117単位
e	要介護 5	1,205単位
(二)	I型介護医療院サービス費(ii)	
a	要介護 1	791単位
b	要介護 2	898単位
c	要介護 3	1,127単位
d	要介護 4	1,224単位
e	要介護 5	1,312単位
(3)	I型介護医療院サービス費(iii)	
(一)	I型介護医療院サービス費(i)	
a	要介護 1	668単位
b	要介護 2	774単位
c	要介護 3	1,004単位
d	要介護 4	1,101単位
e	要介護 5	1,189単位
(二)	I型介護医療院サービス費(ii)	
a	要介護 1	775単位
b	要介護 2	882単位
c	要介護 3	1,111単位
d	要介護 4	1,208単位
e	要介護 5	1,296単位
ロ	II型介護医療院サービス費 (1日につき)	
(1)	II型介護医療院サービス費(I)	
(一)	II型介護医療院サービス費(i)	
a	要介護 1	649単位
b	要介護 2	743単位
c	要介護 3	947単位
d	要介護 4	1,034単位
e	要介護 5	1,112単位
(二)	II型介護医療院サービス費(ii)	
a	要介護 1	758単位
b	要介護 2	852単位
c	要介護 3	1,056単位
d	要介護 4	1,143単位
e	要介護 5	1,221単位
(2)	II型介護医療院サービス費(II)	
(一)	II型介護医療院サービス費(i)	
a	要介護 1	633単位
b	要介護 2	727単位
c	要介護 3	931単位
d	要介護 4	1,018単位
e	要介護 5	1,096単位

(二) <u>II型介護医療院サービス費(ii)</u>	
a <u>要介護1</u>	742単位
b <u>要介護2</u>	836単位
c <u>要介護3</u>	1,040単位
d <u>要介護4</u>	1,127単位
e <u>要介護5</u>	1,205単位
(3) <u>II型介護医療院サービス費(iii)</u>	
(一) <u>II型介護医療院サービス費(i)</u>	
a <u>要介護1</u>	622単位
b <u>要介護2</u>	716単位
c <u>要介護3</u>	920単位
d <u>要介護4</u>	1,007単位
e <u>要介護5</u>	1,085単位
(二) <u>II型介護医療院サービス費(ii)</u>	
a <u>要介護1</u>	731単位
b <u>要介護2</u>	825単位
c <u>要介護3</u>	1,029単位
d <u>要介護4</u>	1,116単位
e <u>要介護5</u>	1,194単位
ハ <u>特別介護医療院サービス費(1日につき)</u>	
(1) <u>I型特別介護医療院サービス費</u>	
(一) <u>I型特別介護医療院サービス費(i)</u>	
a <u>要介護1</u>	635単位
b <u>要介護2</u>	735単位
c <u>要介護3</u>	954単位
d <u>要介護4</u>	1,046単位
e <u>要介護5</u>	1,130単位
(二) <u>I型特別介護医療院サービス費(ii)</u>	
a <u>要介護1</u>	736単位
b <u>要介護2</u>	838単位
c <u>要介護3</u>	1,055単位
d <u>要介護4</u>	1,148単位
e <u>要介護5</u>	1,231単位
(2) <u>II型特別介護医療院サービス費</u>	
(一) <u>II型特別介護医療院サービス費(i)</u>	
a <u>要介護1</u>	590単位
b <u>要介護2</u>	680単位
c <u>要介護3</u>	874単位
d <u>要介護4</u>	957単位
e <u>要介護5</u>	1,031単位

(二) <u>Ⅱ型特別介護医療院サービス費(ii)</u>	
a <u>要介護1</u>	694単位
b <u>要介護2</u>	784単位
c <u>要介護3</u>	978単位
d <u>要介護4</u>	1,060単位
e <u>要介護5</u>	1,134単位
ニ <u>ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(1日につき)</u>	
(1) <u>ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(I)</u>	
(一) <u>ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(i)</u>	
a <u>要介護1</u>	820単位
b <u>要介護2</u>	928単位
c <u>要介護3</u>	1,161単位
d <u>要介護4</u>	1,260単位
e <u>要介護5</u>	1,349単位
(二) <u>ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(ii)</u>	
a <u>要介護1</u>	820単位
b <u>要介護2</u>	928単位
c <u>要介護3</u>	1,161単位
d <u>要介護4</u>	1,260単位
e <u>要介護5</u>	1,349単位
(2) <u>ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅲ)</u>	
(一) <u>ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(i)</u>	
a <u>要介護1</u>	810単位
b <u>要介護2</u>	916単位
c <u>要介護3</u>	1,146単位
d <u>要介護4</u>	1,243単位
e <u>要介護5</u>	1,331単位
(二) <u>ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(ii)</u>	
a <u>要介護1</u>	810単位
b <u>要介護2</u>	916単位
c <u>要介護3</u>	1,146単位
d <u>要介護4</u>	1,243単位
e <u>要介護5</u>	1,331単位
ホ <u>ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(1日につき)</u>	
(1) <u>ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(i)</u>	
(一) <u>要介護1</u>	819単位
(二) <u>要介護2</u>	919単位
(三) <u>要介護3</u>	1,135単位
(四) <u>要介護4</u>	1,227単位
(五) <u>要介護5</u>	1,310単位

(2) <u>ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(ii)</u>	
(一) <u>要介護1</u>	819単位
(二) <u>要介護2</u>	919単位
(三) <u>要介護3</u>	1,135単位
(四) <u>要介護4</u>	1,227単位
(五) <u>要介護5</u>	1,310単位
△ <u>ユニット型特別介護医療院サービス費（1日につき）</u>	
(1) <u>ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費</u>	
(一) <u>ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(i)</u>	
a <u>要介護1</u>	770単位
b <u>要介護2</u>	870単位
c <u>要介護3</u>	1,089単位
d <u>要介護4</u>	1,181単位
e <u>要介護5</u>	1,264単位
(二) <u>ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(ii)</u>	
a <u>要介護1</u>	770単位
b <u>要介護2</u>	870単位
c <u>要介護3</u>	1,089単位
d <u>要介護4</u>	1,181単位
e <u>要介護5</u>	1,264単位
(2) <u>ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費</u>	
(一) <u>ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(i)</u>	
a <u>要介護1</u>	778単位
b <u>要介護2</u>	873単位
c <u>要介護3</u>	1,078単位
d <u>要介護4</u>	1,166単位
e <u>要介護5</u>	1,244単位
(二) <u>ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(ii)</u>	
a <u>要介護1</u>	778単位
b <u>要介護2</u>	873単位
c <u>要介護3</u>	1,078単位
d <u>要介護4</u>	1,166単位
e <u>要介護5</u>	1,244単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護医療院における当該届出に係る療養棟（1又は複数の療養床（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第3条第1号に規定する療養床をいう。）により一体的に構成される場所をいう。）において、介護医療院サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。

なお、入所者の数又は医師、薬剤師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 二からへまでについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護医療院について、療養環境減算として、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

イ 療養環境減算(I)	25単位
ロ 療養環境減算(II)	25単位
- 5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護医療院については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 夜間勤務等看護(I)	23単位
ロ 夜間勤務等看護(II)	14単位
ハ 夜間勤務等看護(III)	14単位
ニ 夜間勤務等看護(IV)	7単位
- 6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、若年性認知症患者に対して介護医療院サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ナを算定している場合は、算定しない。
- 7 入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 8 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護医療院が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注7を算定している場合は算定しない。
- 9 入所者に対し専門的な診療が必要になった場合であって、当該入所者に対し病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。
- 10 3イ(1)から(4)までの注11、ロ(1)及び(2)の注8及びハ(1)から(3)までの注6に該当する者であって、当該者が入院する病院又は診療所が、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準附則第2条に規定する転換を行って介護医療院を開設し、引き続き当該介護医療院の従来型個室に入所するものに対して、I型介護医療院サービス費、II型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(iv)、(v)若しくは(vi)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス費(vii)若しくは(viii)、療養型介護療養施設サービス費(III)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型経

過型介護療養施設サービス費(I)の療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)、療養型経過型介護療養施設サービス費(III)の療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)、診療所型介護療養施設サービス費(I)の診療所型介護療養施設サービス費(iv)、(v)若しくは(vi)、診療所型介護療養施設サービス費(III)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、認知症患者型介護療養施設サービス費(I)の認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)、認知症患者型介護療養施設サービス費(III)の認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)、認知症患者型介護療養施設サービス費(IV)の認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)、認知症患者型介護療養施設サービス費(V)の認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)又は認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(III)を算定する。

- 11 次のいずれかに該当する者に対して、I型介護医療院サービス費(I)、I型介護医療院サービス費(III)、I型介護医療院サービス費(III)、II型介護医療院サービス費(I)、II型介護医療院サービス費(III)、II型介護医療院サービス費(III)、I型特別介護医療院サービス費又はII型特別介護医療院サービス費を支給する場合はそれぞれ、I型介護医療院サービス費(I)のI型介護医療院サービス費(ii)、I型介護医療院サービス費(III)のI型介護医療院サービス費(ii)、I型介護医療院サービス費(III)のI型介護医療院サービス費(ii)、II型介護医療院サービス費(I)のII型介護医療院サービス費(ii)、II型介護医療院サービス費(III)のII型介護医療院サービス費(ii)、II型介護医療院サービス費(III)のII型介護医療院サービス費(ii)、I型特別介護医療院サービス費のI型特別介護医療院サービス費(ii)又はII型特別介護医療院サービス費のII型介護医療院サービス費(ii)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であつて、
従来型個室への入所期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすお
それがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

- 12 ハ(1)若しくは(2)又はヘ(1)若しくは(2)を算定している介護医療院については、チ、リ、
ルからヨまで、レ、ソ、ム及びウは算定しない。

ト 初期加算 30単位

注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定
単位数を加算する。

チ 再入所時栄養連携加算 400単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院に入所（以下この注において「一
次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であつて、
当該者が退院した後に再度当該介護医療院に入所（以下この注において「二次入所」とい
う。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄
養管理とは大きく異なるため、当該介護医療院の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理
栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を
限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合
は、算定しない。

リ 退所時指導等加算

(1) 退所時等指導加算

(一) 退所前訪問指導加算	460単位
(二) 退所後訪問指導加算	460単位
(三) 退所時指導加算	400単位
(四) 退所時情報提供加算	500単位
(五) 退所前連携加算	500単位
(2) 訪問看護指示加算	300単位

注1 (1)の(一)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中1回(入所後早期に退所前訪問指導の必要があると認められる入所者にあつては、2回)を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 (1)の(二)については、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

3 (1)の(三)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

4 (1)の(四)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

5 (1)の(五)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

6 (2)については、入所者の退所時に、介護医療院の医師が、診療に基づき、指定訪問看護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護サービスを行う場合に限る。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(看護サービスを行う場合に限る。)の利用が必要で

あると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーション、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

ヌ 栄養マネジメント加算 14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護医療院における管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

ル 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ヲ 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ワ 経口維持加算

(1) 経口維持加算Ⅰ 400単位

(2) 経口維持加算Ⅱ 100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。)を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

2 (2)については、協力歯科医療機関を定めている介護医療院が、経口維持加算(I)を算定している場合であつて、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第4条第1項第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わつた場合は、1月につき所定単位数を加算する。

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であつても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

カ 口腔衛生管理体制加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

キ 口腔衛生管理加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

- タ 療養食加算 6 単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において行われていること。
- レ 在宅復帰支援機能加算 10 単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 入所者の家族との連絡調整を行っていること。
- ロ 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供及び退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。
- ソ 特別診療費
- 注 入所者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
- ツ 緊急時施設診療費
- 入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。
- (1) 緊急時治療管理（1日につき） 511 単位
- 注 1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。
- 2 同一の入所者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。
- (2) 特定治療
- 注 医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。
- ネ 認知症専門ケア加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、別に厚生労働大臣が定める者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 認知症専門ケア加算(I) 3 単位
- (2) 認知症専門ケア加算(II) 4 単位

ナ	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位
注	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、入所した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。	
ラ	重度認知症疾患療養体制加算	
注	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、入所者に対して、介護医療院サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
	(1) 重度認知症疾患療養体制加算(I)	
	(一) 要介護1又は要介護2	140単位
	(二) 要介護3、要介護4又は要介護5	40単位
	(2) 重度認知症疾患療養体制加算(II)	
	(一) 要介護1又は要介護2	200単位
	(二) 要介護3、要介護4又は要介護5	100単位
マ	移行定着支援加算	93単位
注	次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医療院サービスを行った場合に、平成33年3月31日までの間、届出を行った日から起算して1年までの期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。	
	(1) 介護医療院の人員、設備及び施設並びに運営に関する基準附則第2条に規定する転換を行って開設した介護医療院であること又は同令附則第6条に規定する介護療養型老人保健施設が平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部若しくは一部を廃止するとともに開設した介護医療院であること。	
	(2) 転換を行って介護医療院を開設した等の旨を地域の住民に周知するとともに、当該介護医療院の入所者やその家族等への説明に取り組んでいること。	
	(3) 入所者及び家族等と地域住民等との交流が可能となるよう、地域の行事や活動等に積極的に関与していること。	
ウ	排せつ支援加算	100単位
注	排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対し、介護医療院の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。	
エ	サービス提供体制強化加算	
注	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
	(1) サービス提供体制強化加算(I)イ	18単位
	(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ	12単位
	(3) サービス提供体制強化加算(II)	6単位
	(4) サービス提供体制強化加算(III)	6単位

介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間 (4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ 1から5までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から5までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から5までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
(4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
(5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

第四条 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法 (平成十二年厚生省告示第二十七号) の一部を次の表のように改正する。(傍線部分は改正部分)

Table with 4 columns: 改 正 後, 改 正 前, 改 正 後, 改 正 前. It details the revision of standards for user numbers, staff numbers, and care fees for nursing homes and day care services.

指定居宅サービス基準第百五十二条の二の規定の適用を受ける指定通所介護事業所については、同条第一号に定める員数を置いていない。

二 (略)

三 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに短期入所生活介護費の算定方法

イ・ロ (略)

ハ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合(当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所(指定居宅サービス基準第百二十一条第四項に規定する併設事業所をいう。ホにおいて同じ。)である場合にあっては、その併設本体施設(指定居宅サービス基準第百二十四条第四項に規定する併設本体施設をいう。ホにおいて同じ。ただし、ユニット型併設本体施設(ユニット型特別養護老人ホーム、ユニット型介護老人保健施設及びユニット型指定介護療養型医療施設をいう。ホ及び第十六号において同じ。)を除く。)について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホームを除く。)である場合にあっては、当該特別養護老人ホームについて必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含む。)における短期入所生活介護費(併設型短期入所生活介護費に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第百四十条の十四の規定の適用を受けない指定短期入所生活介護事業所については、指定居宅サービス基準第百二十一条に定める員数を置いていない。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

二・ホ (略)

四 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

イ 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

(1) 指定短期入所療養介護の月平均の利用者の数(指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている

指定居宅サービス基準第百五十二条の二の規定の適用を受ける指定通所介護事業所については、同条第一号に定める員数を置いていない。

二 (略)

三 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに短期入所生活介護費の算定方法

イ・ロ (略)

ハ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合(当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所(指定居宅サービス基準第百二十一条第四項に規定する併設事業所をいう。ホにおいて同じ。)である場合にあっては、その併設本体施設(指定居宅サービス基準第百二十四条第四項に規定する併設本体施設をいう。ホにおいて同じ。ただし、ユニット型併設本体施設(ユニット型特別養護老人ホーム、ユニット型介護老人保健施設及びユニット型指定介護療養型医療施設をいう。ホ及び第十六号において同じ。)を除く。)について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホームを除く。)である場合にあっては、当該特別養護老人ホームについて必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含む。)における短期入所生活介護費(併設型短期入所生活介護費に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第百二十一条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

二・ホ (略)

四 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

イ 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

(1) 指定短期入所療養介護の月平均の利用者の数(指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている

場合にあつては、指定短期入所療養介護の利用者の数及び指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数の合計数。以下この号において同じ。が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

(表略)

ロ・ハ (略)

二 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

(1) 指定短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準

厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法

指定短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が施行規則第二百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した入所者の定員を超えること。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費、Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費及び特定介護医療院短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数の基準

厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法

療養床の種類ごとに、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数を置いていないこと。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定介護医療院短期入所療養介護費の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護士を置いていないこと。

指定居宅サービス等介護給付費単位数表のⅠ型介護医療院短期入所療養介護費又はⅠ型特別介護医療院短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

場合にあつては、指定短期入所療養介護の利用者の数及び指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数の合計数。ロ(1)及びハにおいて同じ。が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

(表略)

ロ・ハ (略)

(新設)

(3) 指定短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費(ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費、ユニット型II型介護医療院短期入所療養介護費及び特定介護医療院短期入所療養介護費(ユニット型指定短期入所療養介護事業所において算定される場合に限る。))については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
療養床の種類ごとに、指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定介護医療院短期入所療養介護費の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。	指定居宅サービス等介護給付費単位数表のユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)又はユニット型I型特別介護医療院短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

五 (略)

五の二 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに地域密着型通所介護費の算定方法

イ 指定地域密着型通所介護の月平均の利用者の数(指定地域密着型通所介護事業者が第一号通所事業(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第二十条第一項第三号に規定する第一号通所事業をいう。この号において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業及び第一号通所事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合)あつては、指定地域密着型通所介護の利用者の数及び第一号通所事業の利用者の数の合計数(が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における地域密着型通所介護費(地域密着型通所介護費に限る。))については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

口 (表略)
(略)

五 (略)

五の二 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに地域密着型通所介護費の算定方法

イ 指定地域密着型通所介護の月平均の利用者の数(指定地域密着型通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定若しくは第一号通所事業(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第二十条第一項第三号に規定する第一号通所事業をいう。この号において同じ。)の指定又はその双方の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業、指定介護予防通所介護の事業及び第一号通所事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合)あつては、指定地域密着型通所介護の利用者の数、指定介護予防通所介護の利用者の数及び第一号通所事業の利用者の数の合計数(が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における地域密着型通所介護費(地域密着型通所介護費に限る。))については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

口 (表略)
(略)

八 指定地域密着型介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における地域密着型通所介護費（地域密着型通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員員の員数の基準	厚生労働大臣が定める地域密着型通所介護費の算定方法
指定地域密着型サービス基準第三十七条の二の規定の適用を受けない指定地域密着型通所介護事業所にあつては、指定地域密着型サービス基準第二十条に定める員数を置いていること。	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
指定地域密着型サービス基準第三十七条の二の規定の適用を受ける指定地域密着型通所介護事業所にあつては、同条第一号に定める員数を置いていること。	

二 (略)

六〇十四 (略)

十五 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護医療院サービス費の算定方法

イ 介護医療院の月平均の入所者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護医療院サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める入所者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護医療院サービス費の算定方法
施行規則第三百三十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定施設サービス等介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

八 指定地域密着型介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における地域密着型通所介護費（地域密着型通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員員の員数の基準	厚生労働大臣が定める地域密着型通所介護費の算定方法
指定地域密着型サービス基準第二十条に定める員数を置いていること。	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

二 (略)

六〇十四 (略)

十五 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに介護予防通所介護費の算定方法

イ 指定介護予防通所介護の月平均の利用者の数（指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定若しくは第一号通所事業の指定又はその双方の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業、指定通所介護の事業及び第一号通所事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防通所介護の利用者の数、指定通所介護の利用者の数及び第一号通所事業の利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防通所介護費の算定方法
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第五十七号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた施行規則第四百十条の八の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

□ 介護医療院の医師、薬剤師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護医療院サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める医師、薬剤師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p> <p>療養床の種類ごとに、介護医療院サービスを行う療養棟に介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号。以下「介護医療院基準」という。）第四条に定める員数を置いていないこと。</p> <p>介護医療院基準第四条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、介護医療院サービスを行う療養棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護医療院サービス費の算定方法</p> <p>指定施設サービス等介護給付費単位数表のユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費Ⅱ又はユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>療養床の種類ごとに、常勤換算方法で、入居者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上の看護職員の数を置いておらず、若しくは五又はその端数を増すごとに一以上の介護職員の数を置いておらず、又は介護医療院基準第四条に定める員数の医師若しくは介護支援専門員を置いていないこと。</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護医療院サービス費の算定方法</p> <p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>厚生労働大臣が定める医師、薬剤師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護医療院サービス費の算定方法</p>
<p>介護医療院基準第四条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、介護医療院サービスを行う療養棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表のⅠ型介護医療院サービス費Ⅲ又はⅠ型特別介護医療院サービス費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>介護医療院基準第四条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、介護医療院サービスを行う療養棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

ハ ユニット型介護医療院の医師、薬剤師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護医療院サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

□ 指定介護予防通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）附則第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第九十七条に定める員数を置いていないこと。</p>	<p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護予防通所介護費の算定方法</p>

（新設）

十六 (略)

十七 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護予防短期入所生活介護費の算定方法

イ・ロ (略)

ハ 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設事業所(指定介護予防サービス基準第百二十九条第四項に規定する併設事業所をいう。ホにおいて同じ。)である場合)については、その併設本体施設(指定介護予防サービス基準第百三十二条第四項に規定する併設本体施設をいう。ホにおいて同じ。ただし、ユニット型併設本体施設を除く。)について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホームを除く。)である場合にあつては、当該特別養護老人ホームについて必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いてない場合を含む。)における介護予防短期入所生活介護費(併設型介護予防短期入所生活介護費に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第百六十五条の規定の適用を受けない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、指定介護予防サービス基準第百二十九条に定める員数を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

二 (略)

十八 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

イ 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(1) 指定介護予防短期入所療養介護の月平均の利用者の数(指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合)にあつては、指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数及び指定短期入所療養介護の利用者の数の合計数。以下この号において同じ。)が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

(表略)

(2)・(3) (略)

ロ・ハ (略)

十六 (略)

十七 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護予防短期入所生活介護費の算定方法

イ・ロ (略)

ハ 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設事業所(指定介護予防サービス基準第百二十九条第四項に規定する併設事業所をいう。ホにおいて同じ。)である場合)については、その併設本体施設(指定介護予防サービス基準第百三十二条第四項に規定する併設本体施設をいう。ホにおいて同じ。ただし、ユニット型併設本体施設を除く。)について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホームを除く。)である場合にあつては、当該特別養護老人ホームについて必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いてない場合を含む。)における介護予防短期入所生活介護費(併設型介護予防短期入所生活介護費に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第百二十九条に定める員数を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

二 (略)

十八 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

イ 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(1) 指定介護予防短期入所療養介護の月平均の利用者の数(指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合)にあつては、指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数及び指定短期入所療養介護の利用者の数の合計数。以下この号において同じ。)が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

(表略)

(2)・(3) (略)

ロ・ハ (略)

(新設)

二 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(1) 指定介護予防短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が施行規則第三十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した入所者の定員を超えること。	指定介護予防サービスマニケア給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスマニケアに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費及び特定介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合を除く。))については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
療養床の種類ごとに、指定介護予防サービスマニケア基準第百八十七条に定める員数を置いていないこと。	指定介護予防サービスマニケア給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数又は特定介護医療院介護予防短期入所療養介護費の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスマニケアに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
指定介護予防サービスマニケア基準第百八十七条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護士を置いていないこと。	指定介護予防サービスマニケア等介護給付費単位数表のⅠ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又はⅠ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスマニケア等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費(ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費及び特定介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において算定される場合に限る。)に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、薬剤師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
療養床の種類ごとに、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護士を置いていないこと。	指定介護予防サービス等介護給付費単位数表のユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)又はユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十九(二十二) (略)

十九(二十二) (略)

第五條 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部改正
 第五條 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p>改 正 後</p> <p>一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 併設型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>(1) 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>(一) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十條の五に規定する特別養護老人ホームをい、ユニット型特別養護老人ホーム(特</p>	<p>改 正 前</p> <p>一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 併設型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>(1) 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>(一) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p>
--	--

別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）である場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の数に、併設本施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員を加えて、三以上とする。

a e (略)

(二) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所（指定居宅サービス基準第百二十一条第四項に規定する併設事業所をいう。以下同じ。）である場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に、併設本施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員を加えて、三以上とする。

a 併設本施設（指定居宅サービス基準第百二十四条第四項に規定する併設本施設をいう。以下この(二)及び(三)において同じ。）が特別養護老人ホームである場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一)の規定を準用する。

b 併設本施設がユニット型特別養護老人ホームである場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該ユニット型特別養護老人ホームの入居者の数の合計数が二十又はその端数を増すごとに一以上であること。

c a又はb以外の場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

i 利用者の数が二十五以下の併設事業所にあつては、併設本施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、一以上

ii 利用者の数が二十六以上六十以下の併設事業所にあつては、併設本施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、二以上

iii 利用者の数が六十一以上八十以下の併設事業所にあつては、併設本施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、三以上

iv 利用者の数が八十一以上百以下の併設事業所にあつては、併設本施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、四以上

v 利用者の数が百以上の併設事業所にあつては、併設本施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、四に、利用者の数が百を超えて二十五又はその端数を増すごと一を加えて得た数以上

(削る)

(削る)

(三) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第百四十条の十四に規定する共生型短期入所生活介護の事業を行う事業所である場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う生活支援員の数、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。）として必要とされる生活支援員の数以上であること。

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に、併設本施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員を加えて、三以上とする。

a e (略)

(二) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所（指定居宅サービス基準第百二十一条第四項に規定する併設事業所をいう。以下同じ。）である場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に、併設本施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員を加えて、三以上とする。

a 利用者の数が二十五以下の併設事業所にあつては、併設本施設（指定居宅サービス基準第百二十四条第四項に規定する併設本施設をいう。以下同じ。）として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、一以上

b 利用者の数が二十六以上六十以下の併設事業所にあつては、併設本施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、二以上

c 利用者の数が六十一以上八十以下の併設事業所にあつては、併設本施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、三以上

d 利用者の数が八十一以上百以下の併設事業所にあつては、併設本施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、四以上

e 利用者の数が百以上の併設事業所にあつては、併設本施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、四に、利用者の数が百を超えて二十五又はその端数を増すごと一を加えて得た数以上

(新設)

(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員に勤務条件に関する基準

(一) 併設本体施設が特別養護老人ホームである場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員に勤務条件に関する基準

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、ユニット型指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が二十又はその端数を増すごとに一以上であること。

(二) (一)以外の場合のユニット型指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員に勤務条件に関する基準

二のユニットごとに夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上であること。ただし、併設本体施設がユニット型特別養護老人ホームである場合は、当該ユニットの数は併設ユニット型事業所（指定居宅サービス基準第百四十条の四第四項に規定する併設ユニット型事業所をいう。）のユニットの数及び当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットの数の合計数を基礎として算出することとする。

ハ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までを算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員に勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員に勤務条件に関する基準

(一) (略)

(二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

a 利用者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の百分の十五以上の数設置していること。

b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

(2) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員に勤務条件に関する基準

(一) (略)

(二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

a 利用者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の百分の十五以上の数設置していること。

b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員に勤務条件に関する基準

二のユニットごとに夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上であること。

ハ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員に勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員に勤務条件に関する基準

(一) (略)

(二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(1)又はロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(2) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員に勤務条件に関する基準

(一) (略)

(二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、イ(2)又はロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(3) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に
関する基準

(一)及び(二)に該当するものであること。
(二) 夜勤時間帯を通じて、看護職員又は次のいずれかに該当する職員を一人以上配置して
いること。

a 介護福祉士(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
(平成二十三年法律第七十二号)附則第十三条第一項に規定する特定登録者(b)にお
いて「特定登録者」という)及び同条第九項に規定する新特定登録者(c)において「新
特定登録者」という)を除く。)であつて、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭
和六十二年厚生省令第四十九号)第一条各号に掲げる行為のうちいずれかの行為に係
る実地研修を修了している者

b 特定登録者であつて、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正
する法律附則第十三条第五項に規定する特定登録証の交付を受けている者

c 新特定登録者であつて、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改
正する法律附則第十三条第一項において準用する同条第五項に規定する新特定登録
証の交付を受けている者

d 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第三条第一項に規
定する認定特定行為業務従事者

(三) a、b又はcに該当する職員を配置する場合にあつては喀痰吸引等業務の登録(社
会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項に規定する登録をいう)を、(二)に該
当する職員を配置する場合にあつては特定行為業務(社会福祉士及び介護福祉士法附則
第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう)の登録(社会福祉士及び介護福祉士法
附則第二十条第一項に規定する登録をいう)を受けていること。

(4) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に
関する基準

(一)及び(二)に該当するものであること。
(二) (一)及び(三)に該当するものであること。

二 指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護
費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う
職員の勤務条件に関する基準

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の
夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数(以下この号において「利用者等の数」と
いう)が四十以下の介護老人保健施設であつて、常時、緊急時の連絡体制を整備して
いるものにあつては、一以上)であること。

(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の
夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)及び(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所
療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

二のユニット(指定居室サービスマルチ基準第百五十五條の二に規定するユニットをいう。
以下口において同じ。)ごとに夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上であるこ
と。

(新設)

(3) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に
関する基準

(一)及び(二)に該当するものであること。
(二) 夜勤時間帯を通じて、看護職員又は次のいずれかに該当する職員を一人以上配置して
いること。

a 介護福祉士(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
(平成二十三年法律第七十二号)附則第十三条第一項に規定する特定登録者(b)にお
いて「特定登録者」という)及び同条第九項に規定する新特定登録者(c)において「新
特定登録者」という)を除く。)であつて、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭
和六十二年厚生省令第四十九号)第一条各号に掲げる行為のうちいずれかの行為に係
る実地研修を修了している者

b 特定登録者であつて、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正
する法律附則第十三条第五項に規定する特定登録証の交付を受けている者

c 新特定登録者であつて、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改
正する法律附則第十三条第一項において準用する同条第五項に規定する新特定登録
証の交付を受けている者

d 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第三条第一項に規
定する認定特定行為業務従事者

(三) a、b又はcに該当する職員を配置する場合にあつては喀痰吸引等業務の登録(社
会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項に規定する登録をいう)を、(二)に該
当する職員を配置する場合にあつては特定行為業務(社会福祉士及び介護福祉士法附則
第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう)の登録(社会福祉士及び介護福祉士法
附則第二十条第一項に規定する登録をいう)を受けていること。

(4) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に
関する基準

(一)及び(二)に該当するものであること。
(二) (一)及び(三)に該当するものであること。

二 指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護
費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う
職員の勤務条件に関する基準

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を
行う職員の勤務条件に関する基準

及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数(以下この号において「利用者等の数」と
いう)が四十以下の介護老人保健施設であつて、常時、緊急時の連絡体制を整備して
いるものにあつては、一以上)であること。

(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の
夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介
護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

二のユニット(指定居室サービスマルチ基準第百五十五條の二に規定するユニットをいう。
以下口において同じ。)ごとに夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上であるこ
と。

(新設)

八 (一)・(三) (略)

介護医療院短期入所療養介護費又はユニット型介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき介護医療院の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) I型介護医療院短期入所療養介護費、II型介護医療院短期入所療養介護費及び特別介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 指定短期入所療養介護を行う介護医療院における夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、当該介護医療院における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が三十又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、二以上であること。

(二) 当該介護医療院における夜勤を行う看護職員の数が一以上であること。

(三) 及び(二)の規定に関わらず、次のいずれにも適合している介護医療院であつて、常時、緊急時における併設される医療機関との連絡体制を整備しているものにあつては、夜勤を行う看護職員又は介護職員を置かないことができる。

a 当該指定短期入所療養介護を行う介護医療院が、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第四条第七項に規定する併設型小規模介護医療院であること。

b 当該併設型小規模介護医療院に併設される医療機関（cにおいて「併設医療機関」という。）で夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上であること。

c 当該併設型小規模介護医療院の入所者、指定短期入所療養介護の利用者及び併設医療機関の入院患者の数の合計が十九人以下であること。

(2) ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費、ユニット型II型介護医療院短期入所療養介護費及びユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1)及び(2)(一)の規定を準用する。

(3) 夜間勤務等看護(1)から(4)までを算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 夜間勤務等看護(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

指定短期入所療養介護を行う介護医療院における夜勤を行う看護職員の数、当該介護医療院における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、二以上であること。

(二) 夜間勤務等看護(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一)の規定を準用する。この場合において、(一)の規定中「十五」とあるのは、「二十」と読み替えるものとする。

(三) 夜間勤務等看護(III)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

a (一)の規定を準用する。この場合において、(一)の規定中「看護職員」とあるのは、「看護職員又は介護職員」と読み替えるものとする。
b 当該介護医療院における夜勤を行う看護職員の数が一以上であること。

(一)・(三) (略) (新設)

(四) 夜間勤務等看護(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員は「看護職員又は介護職員」と、「二十五」とあるのは「二十」と読み替えるものとする。

三 (略)

四 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又はユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(イ) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う指定地域密着型介護老人福祉施設が指定短期入所生活介護事業所(ユニット型指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。)を除く。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第一号口(1)の規定を準用する。

(二) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う指定地域密着型介護老人福祉施設がユニット型指定短期入所生活介護事業所を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第一号口(2)の規定を準用する。

(三) (一)又は(二)に規定する場合以外の場合の指定地域密着型介護老人福祉施設の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第一号口(1)の規定を準用する。

(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(イ) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設が指定短期入所生活介護事業所を併設する場合のユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第一号口(1)及び(2)の規定を準用する。

(二) (一)に規定する場合以外の場合のユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第一号口(2)の規定を準用する。

ロ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又はユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員に関する基準
(イ) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う指定地域密着型介護老人福祉施設が指定短期入所生活介護事業所(ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第一号口(1)の規定を準用する。

三 (略)

四 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又はユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第一号口(1)の規定を準用する。

(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第一号口(2)の規定を準用する。

ロ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又はユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員に関する基準
第一号口(1)の規定を準用する。

- (二) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う指定地域密着型介護老人福祉施設がユニット型指定短期入所生活介護事業所を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設の夜勤を行う職員の数に算入する基準
 - 第一号ロ(一)の規定を準用する。
 - (三) 又は(二)に規定する場合以外の場合の指定地域密着型介護老人福祉施設の夜勤を行う職員の数に算入する基準
 - 第一号ロ(一)の規定を準用する。
 - (2) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の数に算入する基準
 - (一) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設が指定短期入所生活介護事業所を併設する場合のユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の夜勤を行う職員の数に算入する基準
 - 第一号ロ(1)(二)の規定を準用する。
 - (二) (一)に規定する場合以外の場合のユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の夜勤を行う職員の数に算入する基準
 - 第一号ロ(2)(一)の規定を準用する。
- (前掲)
- ハ 夜勤職員配置加算(イ)若しくはロ、夜勤職員配置加算(ウ)若しくはク、夜勤職員配置加算(四)若しくはコ又は夜勤職員配置加算(ク)若しくはコを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の数に算入する基準
 - (1) 夜勤職員配置加算(イ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の数に算入する基準
 - (一) (略)
 - (二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。
 - a 入所者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の百分の十五以上の数設置していること。
 - b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

- ハ 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の数に算入する基準
 - (1) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の数に算入する基準
 - 第一号ロ(1)の規定を準用する。
 - (2) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の数に算入する基準
 - 第一号ロ(2)の規定を準用する。
- 二 夜勤職員配置加算(イ)若しくはロ又は夜勤職員配置加算(ウ)若しくはクを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の数に算入する基準
 - (1) 夜勤職員配置加算(イ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の数に算入する基準
 - (一) (略)
 - (二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(2) (略)

(3) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (略)

(二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第一号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

a 入所者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の百分の十五以上の数設置していること。

b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

(4) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) ユニット型経過型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(5) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (一)及び(二)に該当するものであること。

(二) 第一号ハ(3)(二)及び(三)に該当するものであること。

(6) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (一)及び(二)に該当するものであること。

(二) 第一号ハ(3)(二)及び(三)に該当するものであること。

(7) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (一)及び(二)に該当するものであること。

(二) 第一号ハ(3)(二)及び(三)に該当するものであること。

(8) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (一)及び(二)に該当するものであること。

(二) 第一号ハ(3)(二)及び(三)に該当するものであること。

五 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 介護福祉施設サービス費又はユニット型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 当該指定介護福祉施設サービスを行う指定介護老人福祉施設が指定短期入所生活介護事業所(ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。)を併設する場合の指定介護老人福祉施設の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号口(1)(一)の規定を準用する。

(2) (略)

(3) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) (略)

(二) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号口(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(4) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) ユニット型経過型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型旧措置入所者経過型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(新設) (一) (略)

(新設) (二) (略)

(新設) (三) (略)

(新設) (四) (略)

五 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 介護福祉施設サービス費又はユニット型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号口(1)の規定を準用する。

- (二) 当該指定介護福祉施設サービスを行う指定介護老人福祉施設がユニット型指定短期入所生活介護事業所を併設する場合の指定介護老人福祉施設の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
 - 第一号ロ(一)の規定を準用する。
- (三) 又は(二)以外の場合の指定介護老人福祉施設の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
 - 第一号ロ(1)(一)の規定を準用する。

(2) ユニット型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 当該指定介護福祉施設サービスを行うユニット型指定介護老人福祉施設が指定短期入所生活介護事業所を併設する場合のユニット型指定介護老人福祉施設の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(1)(一)の規定を準用する。

(二) 第一号ロ(1)(二)の規定を準用する。

(一)に規定する場合以外の場合のユニット型指定介護老人福祉施設の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(2)(二)の規定を準用する。

(削る)

ロ 夜勤職員配置加算(I)若しくはロ、夜勤職員配置加算(II)若しくはロ、夜勤職員配置加算(III)若しくはロ又は夜勤職員配置加算(IV)若しくはロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(I)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 介護福祉施設サービス費を算定していること。

(二) 入所定員が三十人以上五十人以下(平成三十年三月三十一日までに指定を受けた指定介護老人福祉施設にあつては、三十一人以上五十人以下)であること。

(三) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。

a 入所者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数の百分の十五以上の数設置していること。

b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

(2) ユニット型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(2)の規定を準用する。

ロ

旧措置入所者介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(1)の規定を準用する。

(2) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(2)の規定を準用する。

ハ 夜勤職員配置加算(I)若しくはロ又は夜勤職員配置加算(II)若しくはロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 夜勤職員配置加算(I)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定していること。

(二) 入所定員が三十一人以上五十人以下であること。

(三) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(1)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。

- (2) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)口を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
 - (一) (略)
 - (二) 入所定員が五十一人以上(平成三十年三月三十一日までに指定を受けた指定介護老人福祉施設にあつては、三十人又は五十一人以上)であること。
 - (三) (略)
- (3) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
 - (一) ユニット型介護福祉施設サービス費を算定していること。
 - (二) 入所定員が三十人以上五十人以下(平成三十年三月三十一日までに指定を受けた指定介護老人福祉施設にあつては、三十一人以上五十人以下)であること。
 - (三) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、第一号ロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数以上であること。
 - a 入所者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数の百分の十五以上の数設置していること。
 - b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。
- (4) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)口を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
 - (一) (略)
 - (二) 入所定員が五十一人以上(平成三十年三月三十一日までに指定を受けた指定介護老人福祉施設にあつては、三十人又は五十一人以上)であること。
 - (三) (略)
- (5) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
 - (一) (一)から(三)までに該当するものであること。
 - (二) 第一号ハ(3)(二)及び(三)に該当するものであること。
- (6) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
 - (一) (一)から(三)までに該当するものであること。
 - (二) (一)から(三)までに該当するものであること。
 - (三) 第一号ハ(3)(二)及び(三)に該当するものであること。
- (7) 夜勤職員配置加算(Ⅴ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
 - (一) (一)から(三)までに該当するものであること。
 - (二) 第一号ハ(3)(二)及び(三)に該当するものであること。
 - (三) (一)から(三)までに該当するものであること。
- (8) 夜勤職員配置加算(Ⅵ)ロを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
 - (一) (一)から(三)までに該当するものであること。
 - (二) 第一号ハ(3)(二)及び(三)に該当するものであること。
 - (三) (一)から(三)までに該当するものであること。

- (2) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)口を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
 - (一) (略)
 - (二) 入所定員が三十人又は五十一人以上であること。
 - (三) (略)
 - (3) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
 - (一) ユニット型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定していること。
 - (二) 入所定員が三十一人以上五十人以下であること。
 - (三) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ(2)に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。
 - (4) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)口を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
 - (一) (略)
 - (二) 入所定員が三十人又は五十一人以上であること。
 - (三) (略)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

六 介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

介護保健施設サービス費又はユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護保健施設サービス費(I)又は(II)を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第二号イ(1)の規定を準用する。

(2)・(3) (略)

ロ ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) ユニット型介護保健施設サービス費(I)又は(II)を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第二号イ(2)の規定を準用する。

(2)・(3) (略)

七 (略)

七の二 介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

I型介護医療院サービス費、II型介護医療院サービス費、特別介護医療院サービス費、ユニット型I型介護医療院サービス費、ユニット型II型介護医療院サービス費又はユニット型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ I型介護医療院サービス費、II型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第二号ハ(1)の規定を準用する。

ロ ユニット型I型介護医療院サービス費、ユニット型II型介護医療院サービス費及びユニット型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第二号ハ(2)の規定を準用する。

ハ 夜間勤務等看護(I)から(IV)までを算定すべき介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第二号ハ(3)の規定を準用する。

八 (略)

九 指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(イ) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)又は(II)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第二号イ(1)の規定を準用する。

(二)・(三) (略)

六 介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

介護保健施設サービス費又はユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護保健施設サービス費(I)を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第二号イ(1)の規定を準用する。

(2)・(3) (略)

ロ ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) ユニット型介護保健施設サービス費(I)を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第二号イ(2)の規定を準用する。

(2)・(3) (略)

七 (新設)

七 (略)

八 (略)

九 指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(イ) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第二号イ(1)の規定を準用する。

(二)・(三) (略)

<p>(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員^イの勤務条件に関する基準</p> <p>(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費^イ又は^ロを算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員^ロの勤務条件に関する基準</p> <p>第二号イ(2)(一)の規定を準用する。</p> <p>(二)・(三) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 介護医療院介護予防短期入所療養介護費又はユニット型介護医療院介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員^イの勤務条件に関する基準</p> <p>準</p> <p>(1) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費又は特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員^イの勤務条件に関する基準</p> <p>第二号ハ(1)の規定を準用する。</p> <p>(2) ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費、ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費又はユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員^ロの勤務条件に関する基準</p> <p>夜間勤務等看護^ロから^ロまでを算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員^ロの勤務条件に関する基準</p> <p>第二号ハ(2)の規定を準用する。</p> <p>(3) 夜間勤務等看護^ロから^ロまでを算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員^ロの勤務条件に関する基準</p> <p>第二号ハ(3)の規定を準用する。</p> <p>十 (略)</p>	<p>(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員^イの勤務条件に関する基準</p> <p>(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費^イを算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員^ロの勤務条件に関する基準</p> <p>第二号イ(2)(一)の規定を準用する。</p> <p>(二)・(三) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十 (略)</p>
<p>第六条 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数の一部改正)</p> <p>厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数</p> <p>厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数は、別表第一に定めるところとし、厚生労働大臣が定める特別診療費に係る指導管理等及び単位数は、別表第二に定めるところとする。</p> <p>別表第一</p> <p>1 感染対策指導管理 (1日につき) 6単位</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいい、介護老人保健施設、介護医療院及び指定居宅サービス基準附則第5条第3項により読み替えられた指定居宅サービス基準第144条に規定する基準適合診療所であるものを除く。以下この表において同じ。)、指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第</p>	<p>厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数</p> <p>厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数は、別表に定めるところとする。</p> <p>別表</p> <p>1 感染対策指導管理 (1日につき) 5単位</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいい、介護老人保健施設及び指定居宅サービス基準附則第5条第3項により読み替えられた指定居宅サービス基準第144条に規定する基準適合診療所であるものを除く。以下同じ。)、指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介</p>

(傍線部分は改正部分)

26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）又は指定介護予防短期入所療養介護事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「介護予防サービス基準」という。）第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいい、介護老人保健施設、介護医療院及び介護予防サービス基準附則第5条第3項により読み替えられた介護予防サービス基準第189条に規定する基準適合診療所であるものを除く。以下この表において同じ。）において、常時感染防止対策を行う場合に、指定短期入所療養介護（指定居宅サービス基準第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）、指定介護療養施設サービス（平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）又は介護予防指定短期入所療養介護（介護予防サービス基準第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を受けている利用者又は入院患者について、所定単位数を算定する。

2 褥瘡対策指導管理（1日につき） 6単位

注（略）

3～17（略）

別表第二

1 感染対策指導管理（1日につき） 6単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいい、介護老人保健施設、病院、診療所及び老人性認知症疾患療養病棟であるものを除く。以下この表において同じ。）、介護医療院又は指定介護予防短期入所療養介護事業所（介護予防サービス基準第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいい、介護老人保健施設、病院、診療所及び老人性認知症疾患療養病棟であるものを除く。以下この表において同じ。）において、常時感染防止対策を行う場合に、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス（介護保険法第48条第1項第3号に規定する介護医療院サービスをいう。以下同じ。）又は介護予防指定短期入所療養介護を受けている利用者又は入所者について、所定単位数を算定する。

2 褥瘡対策指導管理（1日につき） 6単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事業所、介護医療院又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、常時褥瘡対策を行う場合に、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入所者（日常生活の自立度が低い者に限る。）について、所定単位数を算定する。

3 初期入所診療管理 250単位

注 介護医療院において、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、入所者に対して、その入所に際して医師が必要な診察、検査等を行い、診療方針を定めて文書で説明を行った場合に、入所中1回（診療方針に重要な変更があった場合にあっては、2回）を限度として所定単位数を算定する。

4 重度療養管理（1日につき） 123単位

注 指定短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護を受けている利用者（要介護4又は要介護5に該当する者に限る。）であって別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合に、所定単位数を算定する。

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）又は指定介護予防短期入所療養介護事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「介護予防サービス基準」という。）第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいい、介護老人保健施設及び介護予防サービス基準附則第5条第3項により読み替えられた介護予防サービス基準第189条に規定する基準適合診療所であるものを除く。以下同じ。）において、常時感染防止対策を行う場合に、指定短期入所療養介護（指定居宅サービス基準第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）、指定介護療養施設サービス（平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）又は介護予防指定短期入所療養介護（介護予防サービス基準第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を受けている利用者又は入院患者について、所定単位数を算定する。

2 褥瘡対策指導管理（1日につき） 5単位

注（略）

3～17（略）

（新設）

- 5 特定施設管理（1日につき） 250単位
- 注1 指定短期入所療養介護事業所、介護医療院又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、後天性免疫不全症候群の病原体に感染している利用者又は入所者に対して、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を行う場合に、所定単位数を算定する。
- 2 個室又は2人部屋において、後天性免疫不全症候群の病原体に感染している利用者又は入所者に対して、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を行う場合は、所定単位数に個室の場合にあつては1日につき300単位、2人部屋の場合にあつては1日につき150単位を加算する。
- 6 重症皮膚潰瘍管理指導（1日につき） 18単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、介護医療院又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入所者であつて重症皮膚潰瘍を有しているものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 7 薬剤管理指導 350単位
- 注1 指定短期入所療養介護事業所、介護医療院又は指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおいて、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入所者に対して、投薬又は注射及び薬学的管理指導を行った場合に、週1回に限り、月に4回を限度として所定単位数を算定する。
- 2 疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬又は注射が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数に50単位を加算する。
- 8 医学情報提供
- イ 医学情報提供(I) 220単位
- ロ 医学情報提供(II) 290単位
- 注1 イについては、併設型小規模介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第4条第7項に規定する併設型小規模介護医療院をいう。以下この号において同じ。）である指定短期入所療養介護事業所、介護医療院若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス若しくは指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者若しくは入所者の退所時に、診療に基づき、別の診療所での診療の必要を認め、別の診療所に対して、当該利用者若しくは入所者の同意を得て、当該利用者若しくは入所者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入所者の紹介を行った場合又は介護医療院（併設型小規模介護医療院を除く。）である指定短期入所療養介護事業所、介護医療院若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス若しくは指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者若しくは入所者の退所時に、診療に基づき、別の病院での診療の必要を認め、別の病院に対して、当該利用者若しくは入所者の同意を得て、当該利用者若しくは入所者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入所者の紹介を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、併設型小規模介護医療院である指定短期入所療養介護事業所、介護医療院若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス若しくは指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者若しくは入所者の退所時に、診療に基づき、病院での診療の必要を認め、病院に対して、当該利用者若しくは入所者の同意を得て、当該利用者若しくは入所者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入所者の紹介を行った場合又は介護医療院（併設型小規模介護医療院を除く。）である指定短期入所療養介護事業所、介護医療院若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス若しくは指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者若しくは入所者の退所時に、診療に基づき、診療所での診療の必要を認め、診療所に対して、当該利用者若しくは入所者の同意を得て、当該利用者若しくは入所者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入所者の紹介を行った場合に所定単位数を算定する。

9 理学療法（1回につき）

イ 理学療法(I)	123単位
ロ 理学療法(II)	73単位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、介護医療院又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入所者に対して、理学療法を個別に行った場合に、所定単位数を算定し、ロについては、それ以外の指定短期入所療養介護事業所、介護医療院又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入所者に対して、理学療法を個別に行った場合に算定する。

2 理学療法については、利用者又は入所者1人につき1日3回（作業療法及び言語聴覚療法と併せて1日4回）に限り算定するものとし、その利用を開始又は入所した日から起算して4月を超えた期間において、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

3 理学療法(I)に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、医師、看護師、理学療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき理学療法(I)を算定すべき理学療法を行った場合に、利用者が理学療法を必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設を退院若しくは退所した日又は法第27条第1項に基づく要介護認定若しくは法第32条第1項に基づく要支援認定を受けた日から初めて利用した月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、作業療法の注3の規定により加算する場合はこの限りでない。

4 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、理学療法士等が指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護を行う療養棟（指定施設サービス等の費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表の4のイからへまでの注1に規定する療養棟をいう。10において同じ。）において、基

本的動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るための日常動作の訓練及び指導を月2回以上行った場合は、1月に1回を限度として所定単位数に300単位を加算する。ただし、作業療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。なお、当該加算の対象となる訓練及び指導を行った日については、所定単位数は算定しない。

5 指定短期入所療養介護事業所、介護医療院又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤の理学療法士を2名以上配置し、理学療法(I)を算定すべき理学療法を行った場合に、1回につき35単位を所定単位数に加算する。

10 作業療法（1回につき） 123単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、介護医療院又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入所者に対して、作業療法を個別に行った場合に、所定単位数を算定する。

2 作業療法については、利用者又は入所者1人につき1日3回（理学療法及び言語聴覚療法と合わせて1日4回）に限り算定するものとし、その利用を開始又は入所した日から起算して4月を超えた期間において、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

3 作業療法に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、医師、看護師、作業療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき作業療法を算定すべき作業療法を行った場合に、利用者が作業療法を必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設を退院若しくは退所した日又は法第27条第1項に基づく要介護認定若しくは法第32条第1項に基づく要支援認定を受けた日から初めて利用した月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、理学療法の注3の規定により加算する場合はこの限りでない。

4 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、作業療法士等が指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護を行う療養棟において、基本的動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るための日常動作の訓練及び指導を月2回以上行った場合は、1月に1回を限度として所定単位数に300単位を加算する。ただし、理学療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。なお、当該加算の対象となる訓練及び指導を行った日については、所定単位数は算定しない。

5 指定短期入所療養介護事業所、介護医療院又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤の作業療法士を2名以上配置して作業療法を算定すべき作業療法を行った場合に、1回につき35単位を所定単位数に加算する。

- 11 言語聴覚療法（1回につき） 203単位
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、介護医療院又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入所者に対して、言語聴覚療法を個別に行った場合に、所定単位数を算定する。
2 言語聴覚療法については、利用者又は入所者1人につき1日3回（理学療法及び作業療法と併せて1日4回）に限り算定するものとし、その利用を開始又は入所した日から起算して4月を超えた期間において、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
3 指定短期入所療養介護事業所、介護医療院又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤の言語聴覚士を2名以上配置して言語聴覚療法を行った場合に、1回につき35単位を所定単位数に加算する。
- 12 集団コミュニケーション療法（1回につき） 50単位
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、介護医療院又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入所者に対して、集団コミュニケーション療法を行った場合に、所定単位数を算定する。
2 集団コミュニケーション療法については、利用者又は入所者1人につき1日3回に限り算定するものとする。
- 13 摂食機能療法（1日につき） 208単位
注 指定短期入所療養介護事業所、介護医療院又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入所者であって摂食機能障害を有するものに対して、摂食機能療法を30分以上行った場合に、1月に4回を限度として所定単位数を算定する。
- 14 短期集中リハビリテーション（1日につき） 240単位
注 介護医療院において、介護医療院サービスを受けている入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入所した日から起算して3月以内の期間に集中的に理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を算定する場合は、算定しない。
- 15 認知症短期集中リハビリテーション（1日につき） 240単位
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、介護医療院サービスを受けている入所者のうち、認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その入所した日から起算して3月以内の期間に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に、1週に3日を限度として所定単位数を算定する。
- 16 精神科作業療法（1日につき） 220単位
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、介護医療院又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入所者に対して、精神科作業療法を行った場合に、所定単位数を算定する。

17 認知症入所精神療法（1週間につき）

330単位

注 指定短期入所療養介護事業所、介護医療院又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護、介護医療院サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入所者に対して、認知症入院精神療法を行った場合に、所定単位数を算定する。

（厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等の一部改正）

第七条 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等（平成十二年厚生省告示第三十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

一 厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る施設基準等

特定診療費及び特別診療費における感染症対策指導管理の基準

イ・ロ（略）

二 特定診療費及び特別診療費における褥瘡対策指導管理の基準

褥瘡対策につき十分な体制が整備されていること。

三 特定診療費における初期入院診療管理の基準

イ・ハ（略）

三の二 特別診療費における初期入所診療管理の基準

第三号の規定を準用する。この場合において、同号中「入院」とあるのは「入所」とあるのは「入所者」と読み替えるものとする。

四 特定診療費及び特別診療費における重度療養管理に係る状態

次のいずれかに該当する状態

イ・ハ（略）

五 特定診療費における重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準

イ・二（略）

五の二 特別診療費における重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準

イ 第二号に掲げる褥瘡対策指導管理の基準を満たしていること。

ロ 重症皮膚潰瘍を有する入所者について皮膚科又は形成外科を担当する医師が重症皮膚潰瘍管理を行っていること。

ハ 重症皮膚潰瘍管理を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。

六 特定診療費及び特別診療費における薬剤管理指導の施設基準

イ・ロ（略）

ハ 利用者、入院患者又は入所者に対し、利用者、入院患者又は入所者ごとに適切な薬学的管理（副作用に関する状況の把握を含む）を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。

七 特定診療費及び特別診療費における理学療法又は作業療法の施設基準

イ 理学療法(I)を算定すべき理学療法の施設基準

(1)（略）

(2) 利用者、入院患者又は入所者の数が理学療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。

(3)・(4)（略）

一 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等

感染症対策指導管理の基準

イ・ロ（略）

二 褥瘡対策指導管理の基準

褥瘡対策につき十分な体制が整備されていること。

三 初期入院診療管理の基準

イ・ハ（略）

（新設）

四 重度療養管理に係る状態

次のいずれかに該当する状態

イ・ハ（略）

五 重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準

イ・二（略）

（新設）

六 薬剤管理指導の施設基準

イ・ロ（略）

ハ 利用者又は入院患者に対し、患者ごとに適切な薬学的管理（副作用に関する状況の把握を含む）を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。

七 理学療法又は作業療法の施設基準

イ 理学療法(I)を算定すべき理学療法の施設基準

(1)（略）

(2) 利用者又は入院患者の数が理学療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。

(3)・(4)（略）

<p>ロ 作業療法を算定すべき作業療法の施設基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用者、入院患者又は入所者の数が作業療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>ハ 特定診療費及び特別診療費における言語聴覚療法を算定すべき施設基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 利用者、入院患者又は入所者の数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。</p> <p>ハ・二 (略)</p> <p>九 特定診療費及び特別診療費における集団コミュニケーション療法を算定すべき施設基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 利用者、入院患者又は入所者の数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。</p> <p>ハ・二 (略)</p> <p>十 特定診療費及び特別診療費における認知症短期集中リハビリテーションを算定すべき施設基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 入院患者又は入所者の数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。</p> <p>十一 特定診療費及び特別診療費における精神科作業療法の施設基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 利用者、入院患者又は入所者の数が作業療法士の数に対し適切なものであること。</p> <p>ハ (略)</p>	<p>ロ 作業療法を算定すべき作業療法の施設基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用者又は入院患者の数が作業療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>ハ 言語聴覚療法を算定すべき施設基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 利用者又は入院患者の数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。</p> <p>ハ・二 (略)</p> <p>九 集団コミュニケーション療法を算定すべき施設基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 利用者又は入院患者の数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。</p> <p>ハ・二 (略)</p> <p>十 認知症短期集中リハビリテーションを算定すべき施設基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 入院患者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。</p> <p>十一 精神科作業療法の施設基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 利用者又は入院患者の数が作業療法士の数に対し適切なものであること。</p> <p>ハ (略)</p>
<p>第八條 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る特別な薬剤(一部改正)</p> <p>厚生労働大臣が定める特定診療費に係る特別な薬剤(一部改正)</p> <p>麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬</p>	<p>改 正 前</p> <p>一 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る特別な薬剤</p> <p>二 厚生労働大臣が定める特別な薬剤</p> <p>三 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p>
<p>第九條 介護保険法施行規則第六十八條第三項及び第八十七條第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額(平成十二年厚生省告示第三十八号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(介護保険法施行規則第六十八條第三項及び第八十七條第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額(平成十二年厚生省告示第三十九号)の一部を次の表のように改正する。)</p> <p>改 正 後</p> <p>一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費のイからハまでの注11から注14まで及びハへの規定による加算又は減算に係る費用の額</p>	<p>改 正 前</p> <p>一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費のイからハまでの注11から注13まで及びハへの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防訪問介護費のイからハまでの注4から注6まで及びハへの規定による加算に係る費用の額</p>

二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のイの注4から注7まで、ロ及びハの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防訪問入浴介護費のイの注4から注7まで、ロ及びハの規定による加算又は減算に係る費用の額

三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のイからハまでの注6から注12まで及びチの規定による加算又は減算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のイ及びロの注5から注10まで並びにへの規定による加算又は減算に係る費用の額

四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費のイの注2から注5まで及びハの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費のイの注2から注5まで及びハの規定による加算又は減算に係る費用の額

五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注6、二及びホの規定による加算に係る費用の額

六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のイからハまでの注5、ホ及びへの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のイの注2、チ及びリの規定による加算に係る費用の額

七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のホ及びトの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のホ及びへの規定による加算に係る費用の額

八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注16、イ(6)、ロ(8)、ハ(6)、ニ(6)及びホ(12)に係る費用の額並びにイ(7)、イ(8)、ロ(9)、ロ(10)、ハ(7)、ハ(8)、ニ(7)、ニ(8)、ホ(13)及びホ(14)の規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注12、イ(5)、ロ(7)、ハ(5)、ニ(5)及びホ(11)に係る費用の額並びにイ(6)、イ(7)、ロ(8)、ロ(9)、ハ(6)、ハ(7)、ニ(6)、ニ(7)、ホ(12)及びホ(13)の規定による加算に係る費用の額

九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のト及びチの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費の二及びホの規定による加算に係る費用の額

十 (略)

十一 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロの注5から注11まで並びにホ、ト及びチの規定による加算又は減算に係る費用の額

十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費のイ及びロの注3、ハ並びに二の規定による加算又は減算に係る費用の額

二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のイの注5から注7まで、ロ及びハの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費のイの注5から注7まで、ロ及びハの規定による加算に係る費用の額

三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のイからハまでの注7から注12まで及びチの規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のイ及びロの注6から注10まで並びにへの規定による加算に係る費用の額

四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費のイの注3及びハの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費のイの注3及びロの規定による加算に係る費用の額

五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注4、二及びホの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費のイの注2、チ及びリの規定による加算に係る費用の額

六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のイからハまでの注4、ホ及びへの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のイの注2、ト及びチの規定による加算に係る費用の額

七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のホ及びへの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費の二及びホの規定による加算に係る費用の額

八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注15、イ(5)、ロ(7)、ハ(5)及びニ(6)に係る費用の額並びにイ(6)、イ(7)、ロ(8)、ロ(9)、ハ(6)、ハ(7)、ニ(7)及びニ(8)の規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注12、イ(4)、ロ(6)、ハ(4)及びニ(5)に係る費用の額並びにイ(5)、イ(6)、ロ(7)、ロ(8)、ハ(5)、ハ(6)、ニ(6)及びニ(7)の規定による加算に係る費用の額

九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のホ及びトの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費の二及びホの規定による加算に係る費用の額

十 (略)

十一 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロの注6から注11まで並びにホからトまでの規定による加算に係る費用の額

十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費のハ及び二の規定による加算に係る費用の額

十二の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイ及びロの注7、ハ並びに二の規定による加算に係る費用の額

十三 (略)

十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のイ及びロの注7、チ、リ、ヲ及びワの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のイの注7、ホ、チ及びリの規定による加算に係る費用の額

十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のヌ及びルの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費のリ及びヌの規定による加算に係る費用の額

十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費のヘ及びトの規定による加算に係る費用の額

十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイ及びロの注6並びにチからヨまでの規定による加算に係る費用の額

(厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部改正)

第十条 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(平成十二年厚生省告示第五十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
(略)	(略)	(略)	(略)
秋田県	(削る)	秋田県	鹿角市
(略)	(削る)	(略)	尾去沢
新潟県	(略)	新潟県	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
村上市	寺尾、宮ノ下、下中島、鵜渡路、上野、川端、猿沢、檜原及び板屋越	村上市	寺尾、宮ノ下、下中島、鵜渡路、上野、川端、猿沢、松原及び板屋越
(略)	(略)	(略)	(略)
兵庫県	姫路市	兵庫県	姫路市
(略)	(略)	(略)	夢前山之内(佐中、熊部、坂根及び小畑の地域に限る。)及び夢前町高長
(略)	(略)	(略)	(略)